

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	市営住宅等管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

広島市は、市営住宅等管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

市営住宅等に係る個人番号利用事務の一部を指定管理者に委託するにあたり、選定の際、委託先の情報保護管理体制等を確認し、併せて秘密保持等に関する内容を契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

広島市長

公表日

令和5年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅等管理事務
②事務の概要	<p>・本市では公営住宅法、住宅地区改良法及び広島市市営住宅等条例等に基づき市営住宅等の管理を行っている。</p> <p>・行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号利用法」という。)及び広島市個人番号の利用に関する条例の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①収入申告の受理、審査及び家賃額の決定に関する事務 ②収入の把握に関する事務 ③家賃等の減免申請の受理、審査及び決定に関する事務 ④敷金の徴収に関する事務 ⑤家賃等の徴収猶予の申請の受理、審査及び決定に関する事務 ⑥入居の申込みの受理、審査及び決定に関する事務 ⑦入居手続に関する事務 ⑧同居及び承継入居に係る承認の申請の受理、審査及び決定に関する事務 ⑨明渡請求に関する事務 ⑩高額所得者の家賃の決定及び金銭の徴収に関する事務 ⑪高額所得者に対する明渡期限の延長の申出の受理、審査及び決定に関する事務 ⑫高額所得者への斡旋等に関する事務 ⑬収入状況の報告の請求等に関する事務 ⑭条例で定める事項に関する事務 ⑮市営住宅等附設駐車場及び自動車保管場所の管理に関する事務</p>
③システムの名称	市営住宅総合管理システム、共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
入居者等情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号利用法第9条第1項及び2項、番号利用法別表第一の十九及び三十五の項、番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第十八条及び第二十六条</p> <p>・広島市個人番号の利用に関する条例第3条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <p>番号利用法第19条第8号及び第9号 番号利用法別表第二の三十一及び五十四の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第二十二条及び第二十八条 広島市個人番号の利用に関する条例第3条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市整備局住宅部住宅政策課
②所属長の役職名	住宅管理担当課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	広島市公文書館 広島市中区大手町四丁目1番1号 大手町平和ビル8階 TEL: 082-243-2583
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	広島市都市整備局住宅部住宅政策課 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL: 082-504-2293

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [○] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月29日	表紙(特記事項)	(空白)	市営住宅等に係る個人番号利用事務の一部を指定管理者に委託するにあたり、選定の際、委託先の情報保護管理体制等を確認し、併せて秘密保持等に関する内容を契約に含めることで万全を期している。	事前	指定管理者への個人番号利用事務の一部の委託による変更
平成28年3月29日	I 1. ②事務の概要	本市が独自に定める予定の条例	本市が独自に定める条例	事前	広島市市個人番号の利用に関する条例の制定による変更
平成28年3月29日	I 1. ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ⑥同居及び承継入居に係る承認の申請の受理、審査及び決定に関する事務 ⑦明渡請求に関する事務 ⑧高額所得者の家賃の決定及び金銭の徴収に関する事務 ⑨高額所得者に対する明渡期限の延長の申出の受理、審査及び決定に関する事務 ⑩高額所得者への斡旋等に関する事務 ⑪収入状況の報告の請求等に関する事務 ⑫条例で定める事項に関する事務 ⑬市営住宅等附設駐車場の管理に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ⑥入居手続に関する事務 ⑦同居及び承継入居に係る承認の申請の受理、審査及び決定に関する事務 ⑧明渡請求に関する事務 ⑨高額所得者の家賃の決定及び金銭の徴収に関する事務 ⑩高額所得者に対する明渡期限の延長の申出の受理、審査及び決定に関する事務 ⑪高額所得者への斡旋等に関する事務 ⑫収入状況の報告の請求等に関する事務 ⑬条例で定める事項に関する事務 ⑭市営住宅等附設駐車場及び自動車保管場所の管理に関する事務 	事前	個人番号利用事務の追加による変更
平成28年3月29日	I 3. 個人番号の利用法令上の根拠	本市が独自に定める予定の条例	本市が独自に定める条例	事前	広島市個人番号の利用に関する条例の制定による変更
平成29年3月23日	I 1. ②事務の概要	番号法第9条第2項に規定する本市が独自に定める条例	広島市個人番号の利用に関する条例	事後	条例の記載名称の変更
平成29年3月23日	I 3. 個人番号の利用法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項、番号法別表第一の十九及び三十五の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第十八条及び第二十六条 ・番号法第9条第2項に基づき本市が独自に定める条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法第9条第1項及び2項、番号利用法別表第一の十九及び三十五の項、番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第十八条及び第二十六条 ・広島市個人番号の利用に関する条例第3条 	事後	条例の記載名称の変更等
平成29年3月23日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び第14号 番号法別表第二の三十一及び五十四の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第二十二條及び第二十八條 	<ul style="list-style-type: none"> 【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号及び第8号 番号利用法別表第二の三十一及び五十四の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第二十二條及び第二十八條 広島市個人番号の利用に関する条例第3条 	事後	独自利用事務による情報連携の根拠条文の追加等
平成29年3月23日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年3月1日時点	事後	対象人数に係る時点の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月23日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年3月1日時点	事後	取扱者数に係る時点の変更
平成29年3月23日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月1日時点	平成30年3月1日時点	事後	対象人数に係る時点の変更
平成29年3月23日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年3月1日時点	平成30年3月1日時点	事後	取扱者数に係る時点の変更
平成30年5月1日	I 1. ②事務の概要	②家賃等の減免申請の受理、審査及び決定に関する事務 ③敷金の徴収に関する事務 ④家賃等の徴収猶予の申請の受理、審査及び決定に関する事務 ⑤入居の申込みの受理、審査及び決定に関する事務 ⑥入居手続に関する事務 ⑦同居及び承継入居に係る承認の申請の受理、審査及び決定に関する事務 ⑧明渡請求に関する事務 ⑨高額所得者の家賃の決定及び金銭の徴収に関する事務 ⑩高額所得者に対する明渡期限の延長の申出の受理、審査及び決定に関する事務 ⑪高額所得者への斡旋等に関する事務 ⑫収入状況の報告の請求等に関する事務 ⑬条例で定める事項に関する事務 ⑭市営住宅等附設駐車場及び自動車保管場所の管理に関する事務	②収入の把握に関する事務 ③家賃等の減免申請の受理、審査及び決定に関する事務 ④敷金の徴収に関する事務 ⑤家賃等の徴収猶予の申請の受理、審査及び決定に関する事務 ⑥入居の申込みの受理、審査及び決定に関する事務 ⑦入居手続に関する事務 ⑧同居及び承継入居に係る承認の申請の受理、審査及び決定に関する事務 ⑨明渡請求に関する事務 ⑩高額所得者の家賃の決定及び金銭の徴収に関する事務 ⑪高額所得者に対する明渡期限の延長の申出の受理、審査及び決定に関する事務 ⑫高額所得者への斡旋等に関する事務 ⑬収入状況の報告の請求等に関する事務 ⑭条例で定める事項に関する事務 ⑮市営住宅等附設駐車場及び自動車保管場所の管理に関する事務	事後	個人番号利用事務の追加による変更
令和1年5月15日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年3月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	対象人数に係る時点の変更
令和1年5月15日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年3月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	取扱者数に係る時点の変更
令和1年5月15日	Ⅳ リスク対策	—	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年11月5日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年11月1日	平成31年4月1日時点	事後	対象人数に係る時点の変更
令和2年11月5日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年11月1日	平成31年4月1日時点	事後	取扱者数に係る時点の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月24日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年11月1日	令和3年11月1日時点	事後	対象人数に係る時点の変更
令和3年11月24日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年11月1日	令和3年11月1日時点	事後	取扱者数に係る時点の変更
令和3年11月24日	I 4②法令上の根拠 情報照会の根拠法令	番号利用法第19条第7号及び第8号	番号利用法第19条第8号及び第9号	事後	法改正による情報照会の根拠 法令の変更
令和5年3月31日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年11月1日時点	令和4年11月1日時点	事後	対象人数に係る時点の変更
令和5年3月31日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年11月1日時点	令和4年11月1日時点	事後	取扱者数に係る時点の変更